

Formula Gymkhana College student round. 2025

大会規則書

第1章 総則

1-1 (運営管理)

FORMULA GYMKHANA (競技イベント) は、Formula Drift Japan を運営する MSC (株) に属する。これらのイベントの管理は MSC (株) に既存する。

1-2 (公式会議)

MSC (株) の代表及び実行委員会メンバーはこの FORMULA GYMKHANA 基本規則の解説や FORMULA GYMKHANA における問題に関するどんな公式会議、公聴会にも出席する。

1-3 (ルールの承認)

全ての人、チーム、会員、FORMULA GYMKHANA のイベントを実行する権利を与えられた競技委員や、その権利を求める主催者、FORMULA GYMKHANA の参加者は以下のことを厳守する。

- ・ルールを理解する。
- ・無条件で規則に従う。
- ・FORMULA GYMKHANA レギュレーションに書かれている内容以外の法的な償還請求を持つ権利を放棄する

1-4 (操作権威)

レースイベントで運営委員は、イベント全ての運営管理を行う権威をもつ。

1-5 (ルールの解釈)

FORMULA GYMKHANA のオフィシャルルールの裁定は最終的で拘束力がある。本大会競技を進行するにあたり発生した問題は、迅速にかつ確実に解決するため、参加者及びオフィシャルを含む大会関係者は以下のことに必ず同意する事。

FORMULA GYMKHANA のオフィシャルが下した判決や決断は法廷で争えない。

FORMULA GYMKHANA に対して訴訟を起こすことは出来ない。また FORMULA GYMKHANA に代わって判決を破棄する、修正するなどの行為は出来ない。

この規定の違反者が、それに対し訴訟を起こす場合は、FORMULA GYMKHANA、または FORMULA GYMKHANA のパートナー、代理人、会社に全ての費用（訴訟を起こす費用、旅費、弁護士代）を賠償することに同意する。また訴訟が終わるまで FORMULA GYMKHANA の特権は一時停止する。

MSC (株) 及び FORMULA GYMKHANA 実行委員会メンバーは、FORMULA GYMKHANA の

ルールや本規約内の内容等をいつでも変更、修正する権威を持つ。
毎年大会の第1戦受付までに、その年のルールと規則を見直す。

第2章 参加者及び申込

2-1（学校の参加資格）

FORMULA GYMKHANA 競技は、文部科学省認定の学校に所属する自動車部部員に限る。

2-2（ドライバーの出場資格）

以下の条件をすべて満たす、文部科学省認定の学校に所属するチームのメンバーであること。

- （1）体育会、並びにそれに準ずる活動実績を持つ団体であること。
- （2）団体代表として、参加団体の監督を担当する責任者である学校職員がいること。
- （3）大会当日に満24歳以下、かつ入学5年未満であること。

全てのドライバー、ピット内や任意の危険の場所で働く人は18歳以上の有効な普通自動車運転免許証保持者とする。

FORMULA GYMKHANA 女子クラスの参加資格は女性ドライバーのみとなる。

エントリーにあたり、大学職員の参加許可を得ることが必要となる。

※これらの参加資格は規定集の内容を違反するといつでも出場を取り消される可能性がある。

2-3（参加者の服装、着用品）

（1）ドライバー走行時の着用品は以下を遵守する事。

a)フルフェイス（4輪用 FIA・SNELL・SFI 承認のもので製造日から10年以内のもののみ使用可）のヘルメットを着用する事。

※FIA、SNELL、SFI 以外の国際規格認証のヘルメットを使用する場合は事務局の許可が必要となる

※上記規格に合致するヘルメットが準備できない場合は大会事務局より貸与する。

b)レーシングスーツ（FIA 認証の耐火スーツが好ましい）、レーシンググローブ、レーシングシューズを着用することが好ましいが、綿素材の長袖、長ズボンでも可。（化学繊維製のものは着用不可）ノメックス製などのアンダーウエアやフェイスマスク等、安全に関する装備を着用することが好ましい。

（2）車両に対しての作業を行なう者の服装は半ズボン、短パン及びサンダル・クロックス等足先を保護できない履物は禁止とする。

2-4（参加チーム）

FORMULA GYMKHANA クラス

1 チームあたりドライバー3名の登録が必要となる。各大会の参加申し込み時に第1出走ドライバー（Aドライバー）、第2出走ドライバー（Bドライバー）、第3出走ドライバー（Cドライバー）がそれぞれエントリーを行う事。

予選ラウンドと決勝ラウンドでドライバーを変更することは許される。

FORMULA GYMKHANA 女子クラス

部員個人での申し込みとなる。

2-5 (参加申し込み)

2025年度は主催側が書類選考等により選抜した大学のみで地方戦を3大会、全国大会を1大会行う。

(1) 運用規約の適用

運用規約は FORMULA GYMKHANA 活動時に適用される。但し、テスト日、設営時、打ち合わせ時、コンペティションイベント、デモンストレーションイベント時は適用されない。

(2) エントリー

エントリー者は FORMULA GYMKHANA のエントリーフォーム（ルール）と過程に従い、規定のエントリーフィーを納入しなければならない。

(3) エントリーの拒否

不採用の通知は出来る限り早くエントリーフォームに記載されたメールアドレスへ、イベント開催日の遅くとも5日前までに送付される。MSC（株）はエントリー者の行いやエントリー者の提携する団体が不適切でありイベントを盛り上げられない者とみなすとエントリーを拒否することもある。

※MSC（株）は理由を述べることなく自己判断で志願を拒否する権限をもつ。

(4) エントリーの虚偽

嘘や偽りが発覚するとエントリーは無効になる。このような志願者は規定に違反したと見なされエントリーフィーは罰金となり返金されない。

・イベント進行中に、虚偽が発覚した場合、その時より参加取り消しとなる。

・イベント終了時に発覚した場合、その時の戦績も無効になる。

(5) エントリーの条件付の承認

ジムカーナ競技である FORMULA GYMKHANA は、車やドライバーのエントリーの承諾、拒否をする権限を持つ。疑わしい場合は主催者による FORMULA GYMKHANA へ参加を承認されない限り出場を許されない。

2-6 (ドライバーの変更)

各大会のエントリー締切後、ドライバー変更は原則として認めない。

やむを得ない事情がある場合は、大会初日の受付終了までに申告した場合、組織委員会の承認を得てドライバー変更を認める場合がある。

第3章 車両検査

3-1 (車両検査)

競技委員は大会中、必要に応じて車両及びドライバーの参加資格及び装備品について検査を実施できる。

検査で指摘された不具合は修正されるまで当該車両及び当該ドライバーの出走は停止される。

3-2 (車両の広告)

大会使用する競技車両には組織委員会が指定したスポンサーマーク、学校名が表示される。

指定された表示以外のものを車両に表示することは認められない。

第4章 競技に関する一般規則

4-1 (参加者の遵守事項)

(1) パドック、コース IN、OUT

・ドライバーやクルーメンバーそのほかの関係者の行動で FORMULA GYMKHANA 及びその主催関係者、観客が危険にさらされたと思われる場合、その度合いによって相応のペナルティが与えられる。またはそれと同時に全ての FORMULA GYMKHANA の主催するイベントの参加権を奪われる。

・全てのドライバーとチームは常に安全を心がけていなければならない。また周囲の環境、人、行動、車、設備に関心を持ち、注意をはらう必要がある。FORMULA GYMKHANA はこのような違反行動を見直し変更する権利を保有する。

(2) 関係者、競技員の態度

・FORMULA GYMKHANA 競技に出場するドライバーやチームメンバーは競技運営者や競技員にパフォーマンス、レース操作、競技に関するどんな問題についても議論する権利をもつ。

・チーム監督またはドライバーは、FORMULA GYMKHANA 活動中、常にチームの代表としての責任がある。ドライバー、クルー、チームのメンバー、彼らの代理を務める者はスポーツマンシップを意識して行動すること。

・主催者や競技員に不適切な態度を行ったドライバーやチームのメンバーは下記のような罰則を受ける。

A 1 回目違反 = 注意を受ける、1 万円以下の罰金、MSC (株) より一定の期間審査。

B 2 回目違反 = 注意を受ける、3 万円以下の罰金、人物・事件の審査、減点

C 3 回目違反 = ドライバー、チームの大会資格剥奪。

※極端な不正行為の場合には、MSC (株) は必要であると考えられるいかなる行動を取る権利を保有する。

(3) アルコール、麻酔剤

・イベントが終了するまで、飲酒や覚せい剤等の使用が禁止されている薬物は医師の処方等があっても

禁止する。

・FORMULA GYMKHANA 主催者は、血液検査、尿検査やそれ以外の検査を参加者自身の負担で参加者に検査を要求する権限がある。そのような検査を拒否した場合、および検査結果を提出しない場合、罰金または、イベントから追放される。

4-2 (オフィシャル)

すべての FORMULA GYMKHANA は MSC (株) によって任命された人、代理店、会員によって運営される。これらの人や代理になる人は MSC (株) により承認を得た者である。直接的に運営管理を行う者は次に示す。

- 大会実行委員会員
- 競技員
- スターター
- 運営進行員

※これらの人やアシスタントはオフィシャルである。彼らは予定されたセッション前からイベントが終わるまでオフィシャルとしての役割は主催者の許可がない限り有効である。オフィシャルでない人もイベントの主催者、会員、チーム、ドライバー、オフィシャル、スポンサーと（話し合いや討論）が出来る。

4-3 (オフィシャルの遵守事項)

すべてのオフィシャルは、厳格に行動するよう努力する。これらを反するとオフィシャルとしての資格を失うか FORMULA GYMKHANA で決められた罰金を払う。またオフィシャルの行動がオフィシャルとしてふさわしくないと判断されると MSC (株) のイベントに参加できない。

4-4 (競技委員長)

競技委員長は競技、運営管理における最高責任者である。

4-5 (競技委員)

- ・競技員は MSC (株) によって承認される。
- ・競技員は MSC (株) によって決められた評価基準によって罰則などを規定する。

4-6 (組織委員会の承認)

- ・FORMULA GYMKHANA 組織委員会は技術的な規則を参加者に強制できる権威を持つ。組織委員会は必要があれば即座にルールを修正したりつけ加えたりすることが出来る。
- ・組織委員会は、車の状態を確かめるために車の分解や点検、検査を要求できる。
- ・組織委員会は、ルール違反の車両に適切な処理を行う権限を持つ。
- ・組織委員会はすべての車両がルールに順応した安全な設備を備えていることを確認する。
- ・組織委員会は拒否権を持つ。もしチームがルールの意図を超えて車両を準備するものと解釈するなら、

組織委員会はその準備を拒否否認できる。

・組織委員会はドライバーや参加者、クルー、メンバー、チームメンバー、オフィシャル、関係者を認し手続きを行う権利がある。

4-7 (スターター)

- ・スターターは常に主催者とコミュニケーションを図りながら、直接主催者の監督の下行動する。
- ・ドライバーは競技が終わり、車がコースから出るまで、車のスタート位置などスターターの指示に従う。

4-8 (チームの代表)

- ・それぞれのチームは代表者を一名任命する。チームの代表は、チームのクレデンシャル内容の変更や付け加え、エントリーの撤回などを FORMULA GYMKHANA 実行委員会に報告する。
- ・基本的に申請がない限りチーム代表は第一出走ドライバーとする。
- ・イベント中にチーム代表者が変更になる場合は FORMULA GYMKHANA 実行委員会へ報告する。

4-9 (会議出席)

- ・FORMULA GYMKHANA のオフィシャルはドライバー／チームのマネージャーを集め様々な会議を行う。これらの会議で競技に関する新しいルール、規則などを報告する。もしくは、登録メールへの BCC での変更内容開示をもって報告することも容認される。
- ・ドライバーとチームマネージャーはイベントの補足規則の概要を述べる会議には出席する権利を有する。ただし会議参加の可否は自己管理の元行い、出席しない場合は、FORMULA GYMKHANA 実行委員会で決定された補足事項に従う。
- ・MSC (株) の承認なしに欠席すると相応な罰金を支払う義務がある。また会議や約束に遅刻した場合も刑罰や罰金を与える。

4-10 (ペナルティの範囲)

・参加者、ドライバー、オフィシャル、チームメンバー、関係者、FORMULA GYMKHANA の規定やルールを破った者、FORMULA GYMKHANA に偏見を持つ様な態度や詐欺を行った者、賄賂を渡そうとしたり、MSC (株) に携わる人々イベントに悪影響を与えた者はペナルティを受ける。

- ★警告
- ★罰金
- ★執行猶予
- ★資格停止
- ★イベントから退場
- ★除外
- ★失格
- ★タイム加算

- ★結果変更
- ★上記の組み合わせ
- ★その他

4-11（走行に関するペナルティ及びボーナス）

・走行に関するペナルティ及びボーナス以下の内容となる。詳細はコース図にて明示される。

- ★タイム減算
- ★タイム加算
- ★タイム無効

4-12（反則スタート）

反則スタートがあった場合は、再スタートとなる。

同一ヒート中に3回目の反則スタートがあった場合、当該ヒートはタイム無効となる。

4-13（ピット・パドック・コースでの遵守事項）

・ピット内及びコース内などの危険エリアに立ち入って作業を行うものは、主催者に事前の申請を行い許可が必要となる。

・有効な MSC（株）のスタッフパスをもった人のみ立入り禁止地域の立ち入りが許される（立ち入り可能地域は、そのパスの種類によって異なる）。

・決められた場所以外での喫煙は許されない（開催場のローカルルールに準ずる）。

・主催者はピットイン、パドック、コース、ルール、手順に関する最大の権限をもつ。ピットインルールの違反を犯した場合の罰則が適用される。

・グリッド（スタートライン）にいったん着いた車両はオフィシャルの判断無く、エンジンの押し掛けをしてはならない。ただしオフィシャルの判断でオフィシャルが行った場合は除く。

・競技委員長は、油の流出など様々な理由などで他の競技者に危険を犯すと判断するとその車をコースから外すよう命令することができる。

・競技中に、部品欠落や事故などで走行が困難と判断された場合、競技進行上やむを得ずレッカーやフォークリフトなどの重機によってコース内より撤去することができる。その際、注意は払うが万一車両にダメージなどを与えてもその責任は主催者、オフィシャルともに請求できない。

・FORMULA GYMKHANA では選手及びチーム員は大会中に給油を行なうことはできない。

4-14（ルールと詳細の変更）

MSC（株）はルール、規定、詳記を報告書によって変更できる権威をもつ。報告書は E-mail で競技者やスタッフに送付される。

4-15 (旗信号)

・以下のような信号はドライバーに様々な状態を知らせる。一般的に布地の旗が使用されるが、代わりにボードやライトが使われる事もある。動きのないライトの光は旗を静止した合図、点滅した光は旗を振っている合図と同等である。

※旗信号を厳守し、無視や見落としなどの行為を行なった場合、罰則を与える。

(1) 緑旗

コースがクリアであることを知らせる。

(2) 黒旗

ミスコース及びタイム無効となるペナルティがあった場合に掲示される。

(3) 黄旗

パイロンタッチ・脱輪、走行中にタイム加算となるペナルティがあった場合及び疑わしい場合に掲示される。

(4) 赤旗

コースに危険があり走行を中止する場合及び反則スタートがあった場合に提示される。

ドライバーは赤旗が提示された場合、即座に走行を中止し、オフィシャルの指示に従う事。

(5) チェッカー旗

走行終了の際に提示される場合がある。

4-16 (抗議)

(1) 苦情

・参加者からの苦情を受けたら、その事実を MSC (株) 事務局に知らせる。

・事務局は対処可能であれば直ちに対処法を決定する。そうでない場合は競技運営者へ知らせる。苦情者は即座に問題解決を期待しているとは限らないので苦情の対応、返答が遅れても良い。

・苦情は事務局の義務であるイベント、参加者の安全管理を邪魔できない。

(2) 異議申し立て

・異議申し立ては書面にて行う。

・異議申し立ては主催者のみに対して行う。

・エントリーや参加者、ドライバーの有効性に対しての異議申し立てはそのラウンドの始まる 4 時間前までとする。

・競技中に起こったミスや違反はその問題が起こってから 30 分以内とする。

・競技の結果に関する異議申し立ては走行が終わってから 30 分以内とする。

・オフィシャルの行動に対する異議の申し立てはその行動があってから 30 分以内とする。

・競技委員長が承諾した書面の異議申し立ては時間を許す限り討論される。運営・管理上で重要なことであれば異議申し立ての討論より優先して行う。

(3) 公聴会抗議

・競技委員長または任命された人は異議申し立てを聞いた後、出来るだけ早く判定を下す。

・競技委員長の決断は最終である。

・異議申し立ては理由のあるもの、論理的なもの、また証拠に基づいたものであること。しかし、このような異議申し立ても否定されることもある。

第5章 車両に対する規則

5-1 (参加車両)

基本的にワンメイク車両を大会事務局側で準備し、その車両を抽選によって振り分け貸与する。

5-2 (座席)

FIA、SFIなどに公認された期限内の安全性の高いバケットシートを使用する。大会側より貸与する。

5-3 (シートベルト)

全ての参加者ドライバーはドライバー抑制システムを活用しなければならない。

FORMULA GYMKHANAの参加者はレース中や練習走行中は、4点式または5点式以上のシートベルトのどちらかを、使用しなければならない。FIA認証でなければならない。使用期限内のものでなければならない。

シートベルトの取り付けはアイボルトを使用し、必ずボディにアイボルトを取り付けること。

製造年月日より3年以内のシートベルトの使用が必須。

シートベルトは大会側より貸与したものを使用する事。

5-4 (タイヤ)

タイヤは大会側より貸与するワンメイクタイヤを使用する。

大会中タイヤのローテーション、空気圧の調整は自由。

5-5 (車両に対する作業)

車両に対する作業は、大会期間中有効な国内旅行傷害保険（傷害時通院日額5,000円以上、個人賠償責任30,000,000円以上）に加入した者のみが行なうことができる。

ドライバーの国内旅行傷害保険は主催者側で加入する。ドライバー以外の作業者を追加する場合は、有効な保険への加入を証明できる書類を事務局に提出の上、作業許可を得た者のみが行なうことができる。

液体を使用した冷却作業は禁止とする。

タイヤのローテーション、空気圧調整以外の車両に対する改造は一切認められない。

5-6 (貸出車両の取扱い)

参加チームは貸出車両及び貸出品について、返却時に貸出状態に原状復帰させて返却する事。

車両及び物品に対して瑕疵がある場合は理由のいかんを問わず、速やかに大会事務局に申告する事。

第6章 順位認定

6-1 (順位認定)

FORMULA GYMKHANA クラスは3名のドライバーが2ヒート走行した各人のベストタイムの合計で順位を決定する。

合計タイムが同タイムだった場合は、個人のベストタイムで上位が記録された順に順位を決定する。

FORMULA GYMKHANA 女子クラスは各ドライバーが2ヒート走行したタイムの差が少ない順に順位を決定する。

タイム差が同タイムだった場合はベストタイムが上位の順に順位を決定する。

6-2 (ノータイムの措置)

FORMULA GYMKHANA クラスでは競技2本の走行ともノータイムとなった場合は、その日計測された最も遅いタイムに5秒を加算したタイムが当該ドライバーに与えられる。

6-3 (競技会の成立)

FORMULA GYMKHANA は第1ヒートの競技が成立した時点で大会は有効となる。大会成立後不可抗力により競技2本目が行われない場合、および途中で中止となった場合は競技1本目のタイムで順位認定を行う。

第7章 付則

7-1 (本規則に記載されていない事項)

本規則に記載されていない事項については、大会組織委員会の決定を最終とする。

2025年1月27日 初版発行